

## 給与システム 通勤手当の非課税枠拡大について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。早速ですが、下記の内容につきましてご連絡申し上げます。ご査収のほどよろしく願いいたします。

敬具

### 1. 通勤手当の非課税限度額の引き上げについて

平成28年度の税制改正により、交通機関等を使用する従業員の通勤手当の非課税限度額が10万円から15万円に変更になりました。この改正は、平成28年1月1日以後に支払われるべき通勤手当（同日前の通勤手当や差額として追加支給するものを除きます。）について適用されます。

詳細は国税庁ホームページ

通勤手当の非課税限度額の引き上げについて

<https://www.nta.go.jp/gensen/tsukin/index2.htm>

通勤手当の非課税限度額の引上げ

<https://www.nta.go.jp/gensen/tsukin/pdf/01.pdf>

をご参照ください。

### 2. 改正に伴うシステムの運用方法

#### 2-1. 平成 28 年 4 月以降の給与明細処理前の対応について

給与R4システムVer.15.3では、上記改正による交通機関の非課税限度額の自動計算に対応しておりません。平成28年4月以降の給与処理をする前に従業員情報で、交通機関による通勤手当を選択している従業員の通勤手当の非課税限度額を上書で変更してください。

- ① [設定] タブ→ [従業員/個別入力] を開きます。
- ② 交通機関を使用している従業員を [変更] で開きます。  
(交通用具を使用している場合は変更する必要はありません。)

従業員: 01SE01: 木村 敏明

基本情報・属性 | 給与計算・所得税・住民税 | 家族情報・通勤手当 | 社会保険 | 銀行振込

家族情報 家族

配偶者	配偶者区分	なし		
	障害者区分	でない		
扶養親族	一般扶養親族		0人	
	特定扶養親族		0人	
	同居老親等		0人	
	その他老人 (年少扶養親族)		0人	
障害者	一般障害者		0人	
	特別障害者		0人	
	同居特別障害者		0人	
通勤手当	通勤手当1	通勤手当2	通勤手当3	
	通勤手当区分	現物支給	なし	月按分額
	支給月	1,4,7,10月		
	課税区分	交通機関		
	通勤手当の支払額	350,000		118,868
非課税限度額	150,000		150,000	

Ver. 15.30より前のバージョンの場合は、月按分額の非課税限度額も上書で修正が必要です。

- ③ [家族情報・通勤手当] タブを選択します。
- ④ 交通機関を設定している通勤手当の「非課税限度額」欄を選択し、[上書(F9)]をクリックします。「非課税限度額」を1カ月の合理的な運賃等の額（最高限度 150,000）に変更します。
- ⑤ Ver.15.30 より前のバージョンの場合は、通勤手当の月按分額の「非課税限度額」欄を選択し、[上書(F9)]をクリックします。「非課税限度額」を1カ月の合理的な運賃等の額（最高限度 150,000）に変更します。
- ⑥ [確定(F10)]をクリックします。

月あたりの通勤手当の額が 100,000 円以下の従業員は、前述の対応をしなくても、特に問題ありません。

## 2-2.年の途中で退職した従業員について

平成 28 年 1 月以降、改正前の非課税限度額を適用して支給した給与明細については、改正後の非課税限度額と照らし合わせて算出した差額を調整する必要があります。  
調整する非課税限度額との差額が算出できたら、[年末調整]タブ→[年末調整／一覧入力]で従業員ごとに非課税調整額を入力します。

- (1) 支給済みの通勤手当額と照らし合わせて、月別に非課税限度額との差額を算出し、合計額を求めます。

**例：交通機関を利用しているとき**

**(非課税限度額：改定前 100,000 円、改定後 150,000 円の場合)**

- ①支給済みの通勤手当が 90,000 円だった場合 → 差額は 0 円  
(通勤手当 ≤ 100,000 ならば 差額 = 0 円)
- ②支給済みの通勤手当が 120,000 円だった場合 → 差額は 20,000 円  
(100,000 < 通勤手当 ≤ 150,000 ならば 差額 = 支給済み通勤手当 - 100,000 円)
- ③支給済みの通勤手当が 160,000 円の場合 → 差額は 50,000 円  
(通勤手当 > 150,000 ならば 差額 = 150,000 - 100,000 = 50,000 円)

【賃金台帳】

	1月	2月	3月	4月	給与合計
(支払日)	(01/25)	(02/25)	(03/25)	(04/25)	
基本給	500,000	500,000	500,000	500,000	2,000,000
役職手当	50,000	50,000	50,000	50,000	200,000
通勤手当(非)	300,000	0	0	350,000	650,000
通勤手当(課)	50,000	0	0	0	50,000
実総支給額	550,000	550,000	550,000	550,000	2,200,000
総支給額	900,000	550,000	550,000	900,000	2,900,000
健康保険	33,955	33,955	33,955	33,955	135,820

交通機関で 1 月に 3 カ月定期を 350,000 円支給し、改正前の非課税限度額を適用した場合、源泉徴収票で調整する非課税限度額は 50,000 円となります。

- (2) 調整する非課税限度額との差額が算出できたら、[年末調整]タブ→[年末調整／一覧入力]で従業員ごとに非課税調整額を入力します。

【年末調整／一覧入力】

小規模共済申告分	0
生命保険料控除	0
地震保険料控除	0
非課税調整額	50,000

年末調整時も、非課税限度額の調整対応が必要です。年末調整時の対応については、年末調整対応版 Ver.H28.10 でご案内いたします。

- (3) 退職者の源泉徴収票は、[入退社] (給与応援R4Liteは[年末調整])タブ→ [(所)給与所得の源泉徴収票／退職者用] で印刷してください。

※年の途中で退職した人などに対し、既に給与所得の源泉徴収票を交付している場合には、「摘要」欄に上書きで「再交付」と記載し、給与所得の源泉徴収票を再度交付します。

※Ver.15.30 では、平成 28 年以降、年の途中で非居住者となった人や、死亡退職した人などが対象となる年末調整には対応していません。(平成 28 年以降のデータでは [年末調整] タブ → [給与支払報告書／源泉徴収票] は作成できません。)

### 3. プログラム対応

従業員情報の通勤手当の非課税限度額の変更、および、源泉徴収簿の「非課税となる通勤手当」の印刷については、年末調整対応版Ver.16.10で対応する予定です。

以上、よろしく願いいたします。